

○えびな委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和5年第2回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第14号、議案第20号ないし議案第48号、報告第1号ないし報告第5号及び報告第7号の以上40件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 議案第1号及び議案第2号の令和5年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

まず、旭川市一般会計補正予算（第3号）と記載されている補正予算書の1ページを御覧ください。議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策費で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3千999万2千円を追加するものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、補正予算書2ページ上段の事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、21款繰入金で1千999万7千円を追加するものでございます。

続きまして、旭川市一般会計補正予算（第4号）と記載されている補正予算書の1ページを御覧ください。議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算につきましては、管理費など33事業で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7億5千527万3千円を追加するものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、補正予算書8ページから12ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしております事業のうち、8ページの2款総務費では、旭川市立大学施設整備補助金で2千800万円、地域公共交通対策費で2千765万円、新規路線就航支援費で1千900万円、11ページの8款土木費では、1項3目の宅地造成指導費で1千400万円、5項1目の街あかり推進費で500万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳入につきましては、ページ戻っていただき、5ページから7ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、5ページから6ページの17款国庫支出金では、5ページの2項1目総務費国庫補助金で6億8千742万5千円、2項5目の土木費国庫補助金で700万円、7ページの22款繰越金で6千386万7千円、24款市債で1億2千530万円をそれぞれ追加し、21款繰入金で890万5千円を減額するものでございます。

またページ戻っていただき、3ページの第2表、債務負担行為補正では、旭川市立大学施設整備補助金について、債務負担行為を追加するものでございます。同じく3ページの第3表、地方債補正では、公営住宅建設事業及び学校教育施設等整備事業の限度額を変更するものでございます。

続きまして、報告第1号から報告第5号までの令和4年度各会計予算の繰越しの報告につきまして御説明申し上げます。

報告第1号を御覧ください。報告第1号、令和4年度旭川市一般会計予算の継続費繰越しの報告についてでございますが、別紙、継続費繰越計算書のとおり、庁舎整備推進費につきまして、令和4年度内に支出の終わらなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第2号、令和4年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてでございますが、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり、戸籍総合システム管理費など22事業につきまし

て、令和4年度内に支出の終わらなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第3号、令和4年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、取水施設工事など3事業につきまして、令和4年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第4号、令和4年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、下水管布設工事など4事業につきまして、令和4年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

最後に、報告第5号、令和4年度旭川市病院事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、出退勤管理システム拡張分購入費など2事業につきまして、令和4年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○和田総務部長** 議案第5号、公告式条例の一部を改正する条例の制定につきましては、庁舎の移転に伴い、掲示場の位置に係る規定を整備するとともに、規則の公布に係る市長の署名を記名押印に変更し、市の機関が定める規則の公表においても同様とするほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**○三宅地域振興部長** 令和5年第2回定例会提出議案のうち、地域振興部所管に関わる事項について御説明申し上げます。

議案第6号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定のうち、部所管分でございます。今回の改正につきましては、租税特別措置法施行令が改正され、一定の基準を満たす民間の再開発事業に対する税制の優遇措置の認定を行う認定事務が廃止されたことから、法令の規定との整合を図るための改正を行うものであります。なお、施行日につきましては公布の日からとしようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○片岡女性活躍推進部長** 議案第14号、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。子育て支援部の所管であります。母子生活支援施設に関する部分は女性活躍推進部が担当しておりますので、その内容について御説明申し上げます。

本案は、こども家庭庁設置法等の施行に伴うもので、厚生労働大臣をこども家庭庁長官に改めるなど、所要の改正を行うものでございます。なお、施行日は公布の日としております。

以上でございます。

**○川邊総務部総務監** それではまず、議案第20号から第39号までの財産の取得、議案第40号から第46号までの契約の締結並びに議案第47号及び第48号の変更契約の締結について御説明を申し上げます。

最初に、財産の取得であります。

議案第20号は、除排雪に充てるため、除雪グレーダー1台を4千151万4千円でコマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー旭川支店から買収しようとするものでございます。

議案第21号は、大規模災害時等の消火活動に充てるため、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動

車1台を6千765万円で株式会社北海道モリタ旭川営業所から買収しようとするものでございます。

議案第22号は、消火活動に充てるため、消防ポンプ自動車（CD-II型）1台を3千850万円で株式会社北海道モリタ旭川営業所から買収しようとするものでございます。

議案第23号は、大規模災害時等の救急医療等に充てるため、災害対応特殊救急自動車1台を2千530万円で株式会社北海道モリタ旭川営業所から買収しようとするものでございます。

議案第24号は、独り暮らしの高齢者等の家庭における火災、急病、事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システム通報機器180組を2千156万円で緊急通報システム事業協同組合から買収しようとするものでございます。

議案第25号は、新庁舎における文書保管に充てるため、3段ラテラルキャビネット175台を2千79万円で株式会社三輪商会から買収しようとするものでございます。

議案第26号は、同じく新庁舎における文書保管に充てるため、3段ラテラルキャビネット194台を2千368万7千400円で株式会社サイトーから買収しようとするものでございます。

議案第27号は、同じく新庁舎における文書保管に充てるため、3段ラテラルキャビネット186台を2千230万1千400円で株式会社近藤商店から買収しようとするものでございます。

議案第28号は、同じく新庁舎における文書保管に充てるため、3段ラテラルキャビネット161台を1千870万1千760円でユー・システム株式会社から買収しようとするものでございます。

議案第29号は、同じく新庁舎における文書保管に充てるため、3段ラテラルキャビネット159台を1千846万9千円でユー・システム株式会社から買収しようとするものでございます。

議案第30号は、新庁舎における文書保管に充てるため、ハイキャビネット117台を1千930万5千円でユー・システム株式会社から買収しようとするものでございます。

議案第31号は、新庁舎における文書等の保管に充てるため、スライドラック18台を2千365万円で株式会社サイトーから買収しようとするものでございます。

議案第32号は、同じく新庁舎における文書等の保管に充てるため、スライドラック21台を2千831万1千800円で株式会社近藤商店から買収しようとするものでございます。

議案第33号は、新庁舎における文書保管に充てるため、移動書架25台を2千288万円で株式会社グリーン産業から買収しようとするものでございます。

議案第34号は、同じく新庁舎における文書保管に充てるため、移動書架34台を3千283万2千800円で株式会社グリーン産業から買収しようとするものでございます。

議案第35号は、同じく新庁舎における文書保管に充てるため、移動書架20台を3千193万6千300円で株式会社三輪商会から買収しようとするものでございます。

議案第36号は、新庁舎における事務の執行に充てるため、大型天板デスク25台を2千82万1千400円で日本タイプ事務器株式会社から買収しようとするものでございます。

議案第37号は、同じく新庁舎における事務の執行に充てるため、大型天板デスク26台を2千195万500円で日本タイプ事務器株式会社から買収しようとするものでございます。

議案第38号は、新庁舎における文書等の保管に充てるため、2段ワゴン345台を2千409万8千250円で日本タイプ事務器株式会社から買収しようとするものでございます。

議案第39号は、新庁舎における窓口業務に充てるため、窓口カウンター1式を4千819万9千800円で河川サービス株式会社から買収しようとするものでございます。

続いて、議案第40号から第46号の契約の締結について御説明申し上げます。

議案第40号の神居大橋長寿命化（修繕）工事については、契約金額2億3千870万円で、新谷建設株式会社ほか1社で構成する新谷・安井組共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

議案第41号の忠和6条道路線改良工事については、契約金額1億9千965万円で株式会社廣野組と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

議案第42号の平成大橋長寿命化（耐震補強）その2工事については、契約金額1億7千930万円で株式会社生駒組と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

続いて、議案第43号から第45号は、永山西小学校の増改築工事を分離、分割して発注するものでございますが、議案第43号の永山西小学校（A）増改築工事については、契約金額12億1千825万円で、株式会社盛永組ほか3社で構成する盛永・新谷・田中・東成共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

議案第44号の永山西小学校（B）増改築工事については、契約金額9億4千270万円で、株式会社橋本川島コーポレーションほか3社で構成する橋本川島・タカハタ・吉宮・岸田共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

議案第45号の永山西小学校増改築衛生設備工事については、契約金額1億7千677万円で、株式会社木本動力工業所ほか2社で構成する木本・大協・道北機械共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第46号の明星中学校耐震改修工事については、契約金額2億2千391万6千円で、畠山建設株式会社ほか1社で構成する畠山・石田共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

続いて、議案第47号及び第48号の変更契約の締結について御説明申し上げます。

議案第47号は、令和2年3月26日に議決いただきました総合庁舎建替（A）新築工事について、インフレスライドに伴う設計変更に対処するため、契約金額60億1千177万7千29円を60億4千294万3千787円に改めようとするものでございます。

議案第48号は、同じく令和2年3月26日に議決いただきました総合庁舎建替（B）新築工事についても同様に、インフレスライドに伴う設計変更に対処するため、契約金額33億9千702万2千319円を34億1千802万6千584円に改めようとするものでございます。

最後に、報告第7号の専決処分の報告について御説明申し上げます。整理番号1から5については、令和2年3月26日に議決いただき、契約を締結しておりますが、インフレスライドに伴う設計変更に対処するため、契約金額を変更させていただいたものでございます。整理番号1、総合庁舎建替新築電気設備その1工事については、契約金額を8億4千583万3千847円から8億4千694万3千52円に、整理番号2、総合庁舎建替新築電気設備その2工事については、契約金額を9億1千211万2千799円から9億2千54万1千228円に、整理番号3、総合庁舎建替新築空調設備工事については、契約金額を13億9千340万5千176円から14億585万

2千980円に、整理番号4、総合庁舎建替新築機械設備工事については、契約金額を6億367万5千649円から6億500万4千155円に、整理番号5、総合庁舎建替新築衛生設備工事については、契約金額を3億9千741万4千662円から4億145万5千573円に変更したもので、いずれも令和5年6月2日に専決処分をさせていただき、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

よろしく願いを申し上げます。

**○えびな委員長** ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○えびな委員長** なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思いません。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、旭川市立大学に設置する新学部について、理事者から報告願います。

**○熊谷総合政策部長** 旭川市立大学に設置する新学部につきまして、御報告申し上げます。

本市では、公立ものづくり大学の設置について、旭川に公立「ものづくり大学」の開設を目指す市民の会からの要望を契機に検討を開始し、平成28年に学校法人旭川大学から提出された公立化の要望も踏まえ、旭川大学の公立化とともに、新学部を設置することについて検討を進めてきました。令和3年11月に、三上氏を公立大学の学長予定者と決定して以降は、学長予定者を中心に検討を進め、本年4月の公立大学法人旭川市立大学設立、旭川市立大学開学後は、法人において整理を進められてきたところ、本年5月19日に、法人より、新学部の学びの内容、教育課程の内容、教職員の体制、キャンパス整備、概算事業費、整備スケジュールなどをまとめた基本計画について報告がありましたので、その内容について御説明いたします。

本日、資料をお配りしております。

まず、資料の1ページ目を御覧ください。学びの内容につきましては、本市で検討してきましたデザイン思考を学びの柱とすることに加え、国における数理、データサイエンス、AIの知識を習得した人材の輩出を目指す、そういった動きなどに合わせて、数理・データサイエンス・AI、プロジェクト・ベースド・ラーニング、いわゆるPBL型教育、地域との連携を含めた4つの学びの柱により教育、研究が展開され、地域のイノベーション人材、スタートアップ人材、プロジェクトリーダーを育成し、新たな価値を創造していくことができる人材を輩出することを目指すものとなっております。

続きまして、資料の2ページ目を御覧ください。教育課程の内容といたしまして、新学部の学部名称は地域創造学部とし、学科は、地域創造学科の1学科制としています。また、入学後の2年次後期に、まちづくりプランナーコースとアントレプレナーコースを選択できる2コース制となっております。まちづくりプランナーコースは、地域の現状や地域が抱える課題について、データ分析やフィールド活動を通して理解を深めるとともに、デザイン思考により創造的な課題解決策を実践的に学ぶこととされており、卒業後は、公共政策部門を中心に活躍したいと考えている人のためのコースであります。アントレプレナーコースは、新たな発想や考え方を持って能動的に動ける、いわゆるアントレプレナー人材を養成するために、創造性、分析力、他者との協働などを講義や地域

での実習を通じて学ぶこととされており、卒業後は、地場の企業での活躍や、起業家になることを考えている人のためのコースであります。学部全体での学生収容定員は、1学年100名、4年次まで合わせて400名程度を受け入れるものとなっております。

続きまして、資料の3ページ目を御覧ください。カリキュラムの体系について、現時点の検討内容を記載しております。人文・自然科学系や語学などの教養科目とともに、専門基礎科目として、地域創造概論、地域活性化論等の地域創造系、デザイン思考基礎、演習、プロトタイピング等のデザイン思考系、AI基礎、ウェブ・プログラミング基礎等の情報リテラシー系の分野を学ぶこととされており、その後、先ほど御説明したとおり、2年次後期には、まちづくりプランナーコースとアントレプレナーコースを選択することとなりますが、専門基幹科目として、まちづくりプランナーコースでは、地域政策概論や地方自治、コミュニティーデザイン論などを、アントレプレナーコースでは、企業ケース分析、ビジネスモデル論などを学ぶことを想定しております。そして、さらに学びを深めたい学生のために、コース発展科目として、プロダクトデザインや地域ブランディング演習等のカリキュラムを設定することについて検討しております。

資料3ページ目の下段、教員体制ですが、デザイン思考や情報リテラシーなどの学びを提供するために、25名程度の教員を配置する予定とされており、

続きまして、資料の4ページ目を御覧ください。新学部のキャンパスにつきましては、既存学部で使用している講義室等は、年間を通して稼働率が高く、また、新学部にも所属する教員の研究室を確保するという観点からも、新学部のカリキュラムを実施するに当たっては、新たなキャンパスを整備する必要があるものとされており、キャンパスの内容につきましては、お示ししておりますように、教員の研究室や授業等を行う講義室、PBLルーム、プロトタイピングルームなどの機能を備えた延べ床面積3千540平米程度の施設を整備する計画となっております。

資料の5ページ目を御覧ください。新学部のキャンパスにつきましても、お示しいたしておりますように、旭川市立大学敷地内に建設することとなっております。

続きまして、資料5ページ下段ですが、法人では、校舎の建設に当たって想定される事業費として、先行事例や近年の建設工事費単価などを参考にした場合、現時点で約19億円と見込んでおります。本市といたしましては、法人が実施する整備に対して補助金を交付しようと考えておりますが、キャンパス整備に当たっては、法人において、文部科学省による大学・高専機能強化支援事業の活用など、財源の確保に努めながら、整備を進めようと考えているものでございます。

最後に、資料の6ページ目の整備スケジュールを御覧ください。本市では、本年の第1回定例会において、令和7年4月を目指しながらも、厳しい面があるという趣旨で整備スケジュールについて御答弁申し上げてきた経過もございしますが、法人においてスケジュールの整理を行った結果、建築工事等に係る資材調達や、建設作業員の確保などを考慮した校舎建築の工期に加えまして、学部設置の認可申請までに必要な教員を整えるために期間を要することなどから、これまで想定していた令和7年4月から、令和8年4月の開学を目指すこととされており、

法人から報告がありました新学部の設置の方向性については、本市といたしましても、これまでの新学部に関わる議論の経過を踏まえているものと承知しており、今後も法人に対しては、コスト意識を持ちつつ、地域に貢献する魅力的な新学部となるよう、しっかり伝えてまいります。

旭川市立大学に設置する新学部につきましても、御報告は以上でございます。よろしくお願ひいた

します。

**○えびな委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

**○まじま委員** 今、報告を受けましたので、何点か確認していきたいというふうに思います。

これまで検討していた旭川市立大学の新学部は、仮称ではありましたが、地域創造デザイン学部、その中で、ものづくりデザイン学科、地域社会デザイン学科、2つの学科を持つということであったと思います。今回の報告で、新学部は、地域創造学部、地域創造学科、この1学部1学科ということでありました。デザインという言葉がありません。1学科となる経過を含めて伺いたいと思います。

**○鈴木総合政策部公立大学課長** 新学部の設置につきましては、本年4月の公立大学開学以前から、三上学長予定者を中心に、本市で整理してきました地域創造デザイン学部の内容を踏まえながら、より教育的な視点からの整理をし、公立大学開学以降も大学において整理を続けてこられました。大学運営の視点から新学部の内容を検討していただく中で、デザインという言葉を用いる場合、色、物、形に代表される造形や芸術などのイメージが強くなる可能性があること、創造という言葉にもデザインの要素が含まれていると考えられることから、学生募集を実際に行う際に、新学部での学びを学生に分かりやすく伝えられるよう、地域創造学部という名称とすることが示されております。

また、2学科制として、入試、入学時点から学生の進路を限定してしまうのではなく、学生の可能性を広げるために、入学後、幅広い教育の中で主体的に自身の適性を見いだすことができるよう、在学中に進路を選択できるコース制の考えが示されたところであります。

**○まじま委員** 経過について、今、伺いましたけども、2学科制ではなくなると。1学科制で2コースとするということですが、ものづくりデザイン学科と地域社会デザイン学科の考え方というのは、これは反映されたものと言えるのでしょうか。

**○鈴木総合政策部公立大学課長** 本市で考えていた2つの学科との関係性としましては、このたび示されたアントレプレナーコースは、地域での実習などを通じ、企業での活躍や起業家を想定したものとされ、デザイン思考のプロセスを学ぶ中にもものづくりの要素が含まれること、また、付加価値の向上やプロデュースに関わるカリキュラムが設けられていることから、地域を活性化させる視点として、ものづくりを中心に据え、付加価値の向上や、物のプロデュースをできる人材の養成を想定したものづくりデザイン学科の考え方を踏襲したものと見ることができると考えております。また、まちづくりプランナーコースは、地域課題の解決、地域のコーディネートをできる人材の養成を想定した地域社会デザイン学科の考え方を踏襲したものと考えております。

**○まじま委員** デザイン思考という考え方は残っているということであるんですけど、なかなか、デザインが本当に残っているかどうかというのは、聞いてみないと分からない部分があると。

それで、公立大学法人旭川市立大学から、地域創造学部、地域創造学科、まちづくりプランナーコース、アントレプレナーコースという、新学部の構成や内容が示されたことについて、市としてはどのように受け止めたのでしょうか。

**○鈴木総合政策部公立大学課長** 公立大学法人から示されました新学部の考え方につきまして、学部の名称や学部の構成などの変更点は、公立大学法人として、教育体制や学生募集など、大学を運営する視点から検討されたものと考えておまして、デザイン思考を根底に置いた学びが有用であることなど、本市、ものづくり市民の会、学校法人旭川大学の3者で共有していた方向性、及び、

令和2年10月にお示しいたしました附帯決議を踏まえた整理の中にあります、デザイン思考を学部  
の柱とし、幅広い知識やIT技術を活用するとともに、地域をフィールドとした実習などを通じて  
さらなる学びの深化や地域貢献にもつながるという方向性とも一致していると認識しております。

**○まじま委員** アントプレナーと聞いても、私は、デザインにつながるということはちょっと分  
からなかったですね。

ものづくり市民の会の皆さんが要望していたデザイン思考とも、方向性は一致しているというこ  
とで、今、答弁いただきましたけども、それは一致しているということで確認は取られたんでしょ  
うか。

**○鈴木総合政策部公立大学課長** 今回、公立大学法人から示された基本計画における内容は、学び  
の中核がデザイン思考であることや、新たな発想や考え方で地域を牽引できる人材の養成などの基  
本的な考え方が引き継がれており、4つの学びの柱や、3つの人材育成像などにつきまして、公立  
大学法人からものづくり市民の会会長に対して説明を行い、一定の理解が得られたものと伺って  
おります。

**○まじま委員** 一定の理解を得られたということでありますので、次に移りたいと思います。

今回の資料で、定員数も以前に示された数と違っているのかなと思います。50人と30人の2  
つの学科というふうに受け止めておりましたけども、50人ずつで1学年100人ということ  
で示されました。この増えた理由について伺いたいと思います。

**○鈴木総合政策部公立大学課長** 定員数につきましては、本市で検討してまいりました新学部の内  
容を踏まえて、学長を中心としてカリキュラム等の具体的な検討を進めていく中で、大学設置基準  
上で想定される学部系統や教員数、大学運営上、受け入れられる学生規模などを総合的に考慮し、  
1学年100名とされております。

**○まじま委員** 今回の報告と示された資料では、新学部の校舎建設場所は、永山の現大学の敷地内  
となっております。これまで、中心部に設置をという意見などもあったと思いますが、永山に新学  
部を置くということで決定したと考えていいのか、伺いたいと思います。

**○鈴木総合政策部公立大学課長** 新学部校舎を中心市街地に設置することは、本市の課題である中  
心市街地の活性化につながるほか、大学の魅力の向上にも寄与する取組になり得ることは認識して  
いるところでありますが、中心市街地に新学部校舎の建設等をする場合には、施設機能を追加整備  
することや、職員の追加配置が必要になることにより、かかる費用が増加することに加え、新学部  
の開設時期が大幅に遅れてしまう課題があったため、永山にある旭川市立大学の敷地内に設置す  
ることが現状で最良の選択であると判断したところであります。

また、新学部校舎が旭川市立大学の敷地内にあることは、既存学部や短大と新学部の学生間及び  
教職員間の交流がより促進されることにつながりますことから、大学生活を送る上でもメリットが  
あるものと考えられます。そのため、新学部のキャンパスについては、本市における判断や考え方  
等を踏まえ、公立大学法人において、永山にある現大学敷地内に整備することとされ、本市とし  
てもその方向性を承知しているところでございます。

**○まじま委員** 今、永山に設置するということで確認をさせていただきました。

次に、新学部の設置時期は、これまで、予定ではあったと思いますが、令和7年4月を目指す  
ということに進んでこられたかと思います。今回の報告では、令和7年4月開設を1年遅らせる、令



和8年4月の開設を目指すと言われてはいます。資料で開設までのスケジュールは示されていますが、遅れることとなった理由について伺いたいと思います。

**○鈴木総合政策部公立大学課長** 新学部につきましては、校舎の整備場所などの各種検討、建設工事等に関わる資材調達状況や、人員を含めた建設作業の対応状況、さらに、文部科学省に学部設置認可申請を行うまでに採用予定教員候補者を整える必要があることなど、法人として作業期間を整理した結果、令和7年4月の開設は厳しく、令和8年4月の開設を目指すこととして報告があったところであります。

**○まじま委員** 私からすれば、中心市街地に新学部を設置することを検討したために遅れたのではないかなというふうな感じも受けますね。中心市街地に新学部を設置して、中心市街地を活性化するという課題も併せて解決しようとしたのではないかなというふうにも思われます。

今回示された資料を見ると、校舎整備のスケジュールを見ても、相応の時間が必要だということが分かります。整備スケジュールに示されている基本設計、実施設計等の部分と、建設工事等の部分について、それぞれどのくらいの期間を見込んでいるのか、伺いたいと思います。

**○鈴木総合政策部公立大学課長** 基本設計、実施設計等におきましては、おおむね1年程度、建設工事等に関しましては15か月程度と考えておりましたが、合わせると、2年をちょっと超えるぐらいの期間を考えております。

**○まじま委員** 今の答弁からすると、2年後に新学部を開設するっていうそのプランは、そもそも無理な話だったのではないのでしょうか。

**○鈴木総合政策部公立大学課長** 新学部設置のスケジュールにつきましては、令和2年に本市として、公立大学が開学してから2年後を目指すとお示ししてきておりましたが、この間、働き方改革等の労働環境や資材調達状況など、社会情勢が大きく変化しており、開学後2年間では校舎の整備が困難であることから、このたび、令和8年4月を目指すとしているところであります。

**○まじま委員** 今、改めて、今回の資料を拝見しているわけなんですけど、令和8年4月が開設する目標なんですけど、この下に米印で、設計等により、スケジュールが変更となる可能性ありっていうふうに書かれているんですけど、令和8年4月からもまたずれる可能性もあるわけですか。

**○鈴木総合政策部公立大学課長** 現在の建設の環境等を総合的に勘案すると、千歳の半導体工場との関係だとか、そういった部分で、建設工事については大変危惧はしております。また、教員の採用予定者探しにつきましても、大変期間を要するという不安要素は若干はありますけども、大学の当局としても、今回、1年遅れるようなお話の中で、全力で令和8年4月の開設を目指すということで、相当の決意を持って取り組むというふうにお話もお伺いしております。本市としても、それに対して全面的に協力してやっていこうというふうを考えているところでございます。

**○まじま委員** 今年4月に公立大学として開学して、繰り返しになりますけど、予定ということで、令和7年4月に新学部ができるということでありました。受験を考えている高校生の立場に立てば、反省が求められることなのかなとも思います。先ほど答弁いただきましたけれども、スケジュール管理が甘かった部分もあったのではないかなというふうに思います。その部分は指摘をさせていただきます。

次に、教員の確保について、先ほど触れられましたが、資料6ページの整備スケジュールでは、令和7年3月末の新学部に関する認可申請期限があつて、今年から来年にかけて教職員を確保する

となっております。資料の3ページには、教員体制で25名の配置を想定としていますが、25名の教員体制を整える見通しについて伺いたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 教員の人数につきましては、大学設置基準において必要とされる人数に加え、実際のカリキュラム等の運用を考慮した教員数として、25名の配置を想定しておりますが、一部の教員につきましては、既存の教員で対応できる可能性があることなども踏まえながら、公立大学法人において、文部科学省への設置認可申請に向け、教員の確保に努めるものと同っているところでございます。

○まじま委員 新学部の設置については、本年4月の公立大学法人設立、市立大学開学後、大学側において整理を続けているようではありますけれども、これまで市としても検討してきた経過がありますので、今後、市としてどのような関わりを持っていくのか、そのことを最後に伺って終わりたいと思います。

○熊谷総合政策部長 新学部の設置につきましては、ものづくり市民の会からの要望を受け、議会等での御議論もいただきながら、検討を進めてきております。具体的な学びの内容などにつきましては、本市で整理し、令和2年10月にお示しいたしました附帯決議を踏まえた整理等を踏まえ、公立大学法人において検討していただいているところでありますが、学生から選ばれることはもとより、自ら考え、行動でき、さらに、周囲に新たな影響を与えられるような人材を養成する、地域にも貢献することができる魅力ある新学部とするために、本市といたしましても、公立大学法人としっかり協議しながら、必要な協力を行ってまいります。

○えびな委員長 他に御発言はございますか。

○上野委員 ちょっと確認だけさせてもらいたいんですけど、よろしいですか。

先ほど、まじま委員の質疑への答弁で、今の部長の話の中にも出てきました、ものづくり市民の会との関わりについて、十分理解を得たような答弁に私は聞こえたんですけど、そういう認識でよろしいでしょうか。

○鈴木総合政策部公立大学課長 現在の公立大学法人の理事長、学長、副学長等が、ものづくり市民の会会長と面談を行った経緯について報告を受けておまして、その中では、今回の新学部の基本計画について、おおむね理解を得られたところだということで報告は受けているところでございます。

○上野委員 ありがとうございます。

○えびな委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、パートナーシップ制度の導入準備について、理事者から報告願います。

○片岡女性活躍推進部長 パートナーシップ制度導入について、進捗及びスケジュールについて報告いたします。

本市では、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいや誇りを持ち、自分らしく暮らせるまちを実現するため、令和6年1月のパートナーシップ制度導入に向けて準備を進めているところでございます。

5月からは、制度導入について、2つの会議で審議を開始しています。一つは、男女共同参画の推進を所掌する附属機関である旭川市男女共同参画審議会です。構成委員は、学識経験者、市民委員会、放送・経済・教育関係、労働団体からの推薦の委員、公募の委員など12名です。もう一つの会議は、専門的知見からの意見を聴取することを目的とした旭川市パートナーシップ制度有識者会議です。この構成委員は、同じく学識経験者、放送・医療・経済・人権擁護・教育関係の方、また、性的マイノリティー当事者や支援者など8名になっています。これらの会議では、これまで制度の内容や根拠、市民に向けた説明方法についての審議、意見聴取をしています。今後は、運用の方法や、市民への啓発、制度の広がりには欠かせない民間事業者への協力依頼など、制度導入後の支援につながる取組についても協議してまいります。

こうした専門的な会議の意見を踏まえ、制度の方向性を一定程度定めた上で、7月には、市民の意見を広く求めるため、例えば、要綱案を示す形でのパブリックコメント実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。また、多くの皆さんにパートナーシップ制度やジェンダーのことを考えていただく機会となるように、市民説明会に併せて、実際に制度を利用している方をお迎えするセミナーの開催も検討しているところです。

制度利用を希望している皆さんの声を受け止め、附属機関による多様な視点、また、専門的知見やパブリックコメントを踏まえ、利用する方が安心して活用できる制度となるよう、準備を進めてまいります。

**○えびな委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○えびな委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいております。

次に、3、その他の常任委員会の活性化についてを議題といたします。

6月6日に開催された正副委員長会議において、本日お配りした正副委員長会議確認事項及び別紙8、常任委員会の活性化について説明を受けたところであります。趣旨としては、議会基本条例第14条において、政策提案、政策提言について規定されており、令和5年議会運営の評価及び検証において、外部検証者からも政策提案・提言を通して市政の課題の改善により積極的に取り組むことが重要である等の検証結果の報告を受けており、委員会としても、市民や関係団体の意見や、行政視察の調査結果などが政策提案・提言に結びつくような運営をしていこうというものです。正副委員長といたしましても、市政の課題の改善に向けて積極的に政策提案・提言を行っていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

また、正副委員長会議確認事項の6に記載のとおり、市民団体との懇談会については、意見交換の実績がない団体などとの実施に向けて、議会からアプローチするなど、幅広い層から意見を聞くことができるような取組を期待したいとの検証結果の報告を受けており、委員会としても、積極的に意見交換の場を設けたいと思いますので、委員の皆様におかれましては、懇談を希望する団体や意見を聞きたい団体等がありましたら、お知らせいただきますようお願いいたします。

なお、本日お配りしました正副委員長会議確認事項については、委員会の統一的な運営を図るための確認事項ですので、御一読の上、御承知お祈りいたします。

この件について、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前10時52分